

植生学会表彰委員会規則

2016年10月23日 制定

(趣旨)

委員会が別に定める。

第1条 この規則は、植生学会会則第3条3号および運営委員会規則第8条の規定に基づき、植生学会表彰委員会に関し必要な事項を定める。

附則 2016年10月23日制定

1. 植生学会表彰委員会設立年月日 2002年10月18日
2. この規定は2016年10月24日から施行する。

(構成)

第2条 表彰委員会は、委員長と副委員長、委員（若干名）をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、会員の中から委員長が選任する。

- 2 委員の任期は3年とし、連続3期の再任を妨げる。
- 3 委員長は、委員が任期を全うできなくなったとき、あるいは委員会の運営を妨げたときは、その委員の任を解き、欠員を会員の中から選任する。

(任務)

第4条 表彰委員会は、会員の表彰に関する活動を行う。

- 2 表彰委員会は、原則として年1回以上開催する。必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる。
- 3 表彰の種類は次の各号のとおりとする。
 - (1) 植生学会賞
 - (2) 植生学会奨励賞
 - (3) 植生学会功労賞
 - (4) 植生学会特別賞
 - (5) 植生学会研究発表賞
 - (6) 植生学会論文賞
- 4 第4条3項の1号から4号の候補者は、表彰委員会が会員の中より選定する。各賞の受賞者は、運営委員会の議を経て決定する。
- 5 第4条3項5号の受賞者は、表彰委員長が委嘱した審査員の協議によって決定する。
- 6 第4条3項6号の候補者の選定は、編集委員会に委嘱する。同賞の受賞者は、運営委員会の議を経て決定する。
- 7 第4条3項各号の受賞者は、総会および植生学会誌の学会記事にて会員に公表する。

(個人情報の管理)

第5条 表彰委員会構成員は、個人情報の管理を徹底しなければならない。

(守秘義務)

第6条 表彰委員会構成員は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

第8条 本規則に定めるもののほか、会員の表彰に必要な事項は表彰